

A分科会 学校簿記と会計基準

運営委員：岡 田 茂
石郷岡 幸 雄
酒 井 誠 吾

本分科会は、会計業務の実務経験が比較的少ない方々61人を対象に、日常行う会計処理について「学校法人会計基準」、「私立学校法」等を考察しました。「学校法人会計基準ができた経緯」、「学校会計基準と原則」、「学校会計の計算体系」、「学校会計の帳簿と勘定科目」、「計算書類様式第1号様式から第9号様式」等について説明し、日常の取引（仕訳処理）の実務演習を中心に行いながら、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」を作成し、それぞれの表の見方を説明するとともに実務研修と理論研修を行いました。

教材は、資料②-1「学校簿記と会計基準」及び資料②-2「学校簿記と会計基準（演習問題解答）」を使用しました。また、なぜ作成しなければならないのか、何に基づいて作成するのか、どのような目的の下に作成するのかなど、あらかじめ理解するための関係法令として、教育基本法・学校教育法・私立学校法及び私立学校振興助成法について、主要な条文を取り上げ、その条文が持つ背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説を行い、私立学校の特性や制度を明らかにしつつ、学校法人の成立に係る法的根拠を解説しました。

学校法人会計基準は、基礎的な事項を解説し、日常の取引による仕訳処理から元帳への転記、試算表、決算書作成までの解説と演習を行いました。また、消費収支独特の仕訳処理、決算に伴う整理取引により総勘定元帳及び消費収支精算表を作成し、消費収支計算書、貸借対照表を作成しました。

各学校の現場では、会計処理はシステム化されており、仕訳伝票の起票と入力により帳簿が自動的に作成されるため、手作業による会計処理の演習を通じ、その過程が理解できたものと思われます。特に、消費収支独特の現物給付、有価証券、退職金、奨学費、減価償却額、基本金組入れなどは、初心者の方にとっては、伝票起票を行う機会も少なく、研修を通じて理解を深められたものと思います。

また、本分科会ではテキスト以外にも別刷りの資料を配布し、学校法人の税務、中でも、学校法人が納付すべき税に係る特例、学校法人に寄付等をした者に係る特例及び印紙税法についての解説を行いました。

この度の分科会「学校簿記と会計基準」は、昨年までの分科会「初心者のための学校簿記」と「学校法人会計基準と計算書類の取り扱い」を統合した分科会として変更したため、時間的な制約もあり極力重複しない形で解説を行いました。

参加者の方々には、勤務校の情報交換も兼ねた自己紹介を行っていただき、和やかな雰囲気の中、3日間で経理処理全体の流れの理解を深められたものと思います。